

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

被処分者	認定証番号	静岡県公安委員会 第 490627 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	山崎 文徳 (NEO運転代行)
	主たる営業所が所在する市区町村	静岡市葵区
処分年月日		令和4年12月7日
処分内容		指示処分
処分理由		法第12条に違反し、損害賠償措置を講じぬまま代行運転自動車を運行していたため
根拠法令		法第12条、第22条第2項
処分を行った都道府県		静岡県